

玉野市公告第34号

一般競争入札(条件付)公告

条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月7日

玉野市長 柴田義朗

(1) 入札に付する事項

案件番号	5081000029
工事番号	公共第3号
工事名	玉野市旧庁舎解体工事
工事場所	玉野市宇野1丁目地内
予定工期	令和8年11月1日 から 令和9年6月15日 まで
入札参加資格業種	解体工事
工事概要	旧庁舎解体 1式 A棟・倉庫棟解体 1式 外構解体 1式
予定価格	事後公表
最低制限価格	なし(ただし、低入札価格調査の対象となる)
入札保証金	免除
契約保証金	必要
建設リサイクル法対象工事	該当
支払い条件	前金払 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に規定する保証事業会社と当該工事の工期を保証期間とした保証契約を締結した場合、請負金額の40%を超えない範囲で、請求により前払金を支払う。 中間前金払 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に規定する保証事業会社と中間前払金に関する同条第5項に規定する保証契約を締結した場合、玉野市建設工事執行規則第62条に規定する経費について、当該経費の40%を超えない範囲で既にした前金払に追加して、当該経費の20%を超えない範囲内に限り前払金を支払う。 部分払:有(1回)
その他	この工事は、議会の議決対象となっており、仮契約後、議会の議決を得たときに本契約となる。

(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者の 資格要件	(1)競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。 ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 イ 公告日から入札日までの間において、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。 ウ 公告日から入札日までの間において、玉野市指名停止基準(平成17年玉野市告示第204号)に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。 エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。 オ 本工事と同種類の建設工事について、建設業法第3条第1項の規定に基づき、建設業の許可を受けていること。 カ 本工事と同種類の建設工事について、玉野市競争入札参加者の資格に関する規程(昭和56年告示第10号)により指定業者として資格を有すると認められた者の名簿に記載されていること。
-------------------------	--

工事ごとに定める入札参加資格条件	この工事については、単体企業者と特定共同企業体による混合入札とする。 ① 経営事項審査の結果に関する基準 建設工事について、競争入札参加者の資格に関する規程(昭和56年告示第10号)により指定業者として資格を有すると認められた者の名簿に登載されており、令和8年1月の本市入札参加資格審査申請時点において、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項に規定する解体工事の総合評定値が次のア、イいずれかの要件を満たすこと。 ア 単体企業者にあつては、次の要件のいずれかを満たす者とする。 ・3年度以上継続し、公告日においても引き続き玉野市競争入札参加者に係る市内及び準市内業者の取扱要綱(平成20年玉野市告示第299号。以下「取扱要綱」という。)に基づく市内及び準市内業者に限るものとし、その総合評定値が720点以上であること。 イ 特定共同企業体にあつては、次の要件をすべて満たす者とする。 ・特定共同企業体の代表者は、3年度以上継続し、公告日においても引き続き取扱要綱に基づく市内及び準市内業者の場合は、総合評定値が720点以上であること。前記以外で、岡山県内に本店若しくは営業所等がある業者の場合は、総合評定値が1,000点以上であること。 ・代表者以外の構成員は、3年度以上継続し、公告日においても引き続き取扱要綱に基づく市内及び準市内業者に限るものとし、総合評定値は問わない。 ・特定共同企業体共同施工方式で工事を施工するものとする。 ・特定共同企業体の構成員は2者とする。 ・出資比率は、代表者が60%、代表者以外の構成員が40%とする。 ② 事業所の所在地等に関する基準 ア 令和8年1月の本市入札参加資格審査申請時点において、単体企業者又は特定共同企業体の代表者の契約締結先となる本店、営業所等が岡山県内にあり、その本店、営業所等が建設業法第3条第1項の規定に基づき、解体工事業について特定建設業の許可を受けていること。 イ 単体企業者、特定共同企業体の代表者及び構成員となる市内及び準市内業者の場合は、3年度以上継続し、公告日においても引き続き取扱要綱に基づく市内及び準市内業者であること。 ③ 配置予定技術者等の基準 解体工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を終了している者を専任で配置すること。特定共同企業体にあつては、代表者は専任の監理技術者を配置し、代表者以外の構成員は、専任の主任技術者を配置すること。 本市が同時に複数の条件付き一般競争入札を実施した場合であつて、自社の配置可能(専任)技術者数を超える件数の落札候補者となった者は、先に入札が実施された工事に技術者を優先配置しなければならない。この場合、配置可能技術者数を超える「当該入札以後に実施され、落札候補者となった入札案件」については、自動的に入札参加資格を失うものとする。 ④ 同種工事の施工実績に関する基準 なし。 ⑤ 上記以外に特に必要であると認める要件 監理技術者は、一級建築施工管理技士もしくは一級土木施工管理技士とすること。
-------------------------	---

(3) 契約条項を示す場所

閲覧文書	玉野市工事請負契約約款
閲覧場所	玉野市財政部契約・財産管理課

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札無効事項	(1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札 (2) 入札方法に違反して行われた入札 (3) ICカードを不正に使用して行われた入札 (4) 玉野市電子入札等実施要綱第4条、第5条、第9条、第12条又は第13条に規定する手続を経ずに電子入札に参加した者がした入札 (5) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札 (6) 入札書に必要事項が記載されていない入札 (7) 明らかに不正によると認められる入札 (8) 入札金額内訳書の添付が必要とされた案件の入札において、入札金額内訳書が入札書に添付されていない入札 (9) 入札書の提出から開札までの間にICカードの有効期限が終了した者がした入札 (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める入札条件に違反してなされた入札
---------------	--

(5) 入札の場所及び日時

	期 間・期 日	場所・方法等
公告日	令和8年8月7日(金) 14時00分から	玉野市役所前掲示場 岡山県電子入札共同利用システム(以下「電子入札システム」という。)による。
設計図書の配布・閲覧期間	令和8年8月7日(金) 14時00分から 令和8年9月3日(木) 8時29分まで	入札情報公開システムからダウンロードする。
入札参加表明期間	令和8年8月7日(金) 14時00分から 令和8年8月24日(月) 17時00分まで	電子入札システムによる。
設計図書等に関する 質問書の受付期間	令和8年8月18日(火) 9時00分から 令和8年8月24日(月) 17時00分まで	電子入札システムによる。 なお、質問書を提出できるのは、本市の指定業者に限る。
回答書の期限	令和8年8月31日(月)までには回答	入札情報公開システムによる。
入札立会申し込み	令和8年9月2日(水) 17時00分まで	所定の様式により、契約・財産管理課へファックス送信、または持参すること。先着3名までとする。
入札書の受付	令和8年9月1日(火) 9時00分から 令和8年9月3日(木) 8時30分まで	電子入札システムによる。
入札書開札日時	令和8年9月3日(木) 9時00分から	玉野市宇野1丁目27番1号 玉野市役所 第一会議室
落札候補者決定通知	令和8年9月3日(木)	電子入札システムによる。
入札参加資格審査(事後審査)	令和8年9月3日(木)から 令和8年9月10日(木)まで	電子入札システムによる。
落札者の決定等	(1)開札後、落札決定を保留した上で、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格の申込をした者を順位が1番の落札候補者とし、以下、玉野市建設工事条件付き一般競争入札試行要綱に従って、落札候補者の順位を決定する。 落札候補者に対し、入札参加資格の確認(事後審査)を行い落札者を決定する。 (2)落札候補者となるべき同価格の入札者が2名以上あるときは、電子くじにより順位を決定する。 (3)開札の結果、低入札価格調査対象者がある場合においては、落札予定者から順次、玉野市建設工事低入札価格調査実施要綱第7条に基づく書類(様式は市ホームページからダウンロード)を求める。 ただし、低入札価格調査対象者が同要綱第8条第2号に規定する数値的判断基準を満たしていない場合は、直ちに失格とし、調査・審査は行わないものとする。	
提出書類 (事後審査)	(1)落札候補者は、次に掲げる書類を契約・財産管理課へ提出し発注者による審査を受けなければならない。 ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)(市ホームページからダウンロード可能) イ 「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の建設業者の詳細情報の写し (委任先がある場合は、契約締結先として委任をうけた営業所の許可取得状況がわかるもの) ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(最新のもの) エ 配置予定技術者等の資格・工事経験調書(様式第2-2号)(市ホームページからダウンロード) ※工事経験の概要欄は記入不要 オ 配置予定技術者等の資格者証・雇用していることを証明する書類(保険証等)の写し	
落札者決定通知	令和8年9月11日(金)	電子入札システム
	落札候補者が入札参加資格を満たさない場合は、入札参加審査期間及び落札者決定通知日は延長されるものとする。	

入札担当課	〒706-8510 玉野市宇野1丁目27番1号 玉野市 契約・財産管理課 Tel 0863-32-5518(直通)、FAX 0863-32-5517
工事担当課	〒706-8510 玉野市宇野1丁目27番1号 玉野市 公共施設課 Tel 0863-32-5547(直通)、FAX 0863-32-5507
その他注意事項	(1)この入札は、玉野市電子入札実施要領により行う。 (2)入札開始前に入札参加者がいない場合は、入札を中止し、入札開始後に有効な入札書を提出した者がいない場合は、入札を不調とする。 (3)落札者の決定までの間に、最低価格入札者等が入札公告に示したいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該最低価格入札者は入札参加資格要件を満たさなかったものとみなす。 (4)入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額110分の100に相当する金額(税抜き価格)を入札書に記載すること。 (5)入札参加者は、入札金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力すること。 (6)入札価格の内訳書を提出すること。(指定様式は市のホームページに有り)内訳書は必ず電子入札システム内に添付し、内訳書の金額と入札書の金額は一致すること。玉野市指定様式でないもの、内訳書未提出の場合は、失格とします。 「出精値引△〇〇〇〇円」、「端数処理△〇〇〇円」などのような経費の根拠が不明確となる記載はしないこと。ただし、合計金額の千円未満の端数処理は可能とする。 (7)玉野市建設工事条件付き一般競争入札試行要綱及び玉野市建設工事低入札価格調査実施要綱(平成20年玉野市告示第302号)並びに玉野市財務規則等関係法令及び入札ガイドライン(玉野市ホームページ参照)を遵守すること。 (8)開札の立会人は、当該入札参加者の内から立会希望者1名以上とし、多数のときは先着順で3名とする。立会人がいない場合又は立会を辞退した場合は、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせるものとする。 (9)(一財)日本建設情報総合センターが運営するCORINSに登録すること。